

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第 37 回）
2. 日 時	平成 23 年 10 月 5 日（水）13:30～14:40
3. 議 案	1. 公募増資公表後等における空売りの取扱いに係る関係政令・府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について 2. その他
4. 主な内容	1. 公募増資公表後等における空売りの取扱いに係る関係政令・府令の改正に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について 公募増資公表後等における空売りの取扱いに係る関係政令・府令の改正に伴い、「有価証券の引受け等に関する規則」の改正案が事務局より説明され、大要以下の通り意見交換がなされた。 【主な意見】 ・ 法令上規定されている顧客への通知と引受規則に規定される顧客への説明とは違うものなのか。 （事務局回答） 顧客への通知については、業等府令第 123 条第 1 項第 26 号において、証券会社には通知義務が課されており、通知の記録の保存も求められている。しかしながら、顧客への説明については法令で規定されているものではなく、証券会社は市場仲介者として、顧客に知らしめることに努めるという主旨のもと、引受規則に規定したものである。 ・ 引受規則においては、本邦発行体の海外オフファリングに際しては、規則の趣旨を尊重し、準用することになっているが、目論見書への記載要請はどういった扱いになるのか。 （事務局回答） グローバルオフファリングの場合、国内募集分については、国内の引受証券会社が通知を行うこととなるが、海外募集分については、海外の引受証券会社が海外の顧客に販売する部分であり、規則の規定は及ばないものと考えている。 ・ 今回の府令改正による規制の対象となるのは、あくまでも有価証券届出書若しくは臨時報告書が提出される募集又は売出しであって、発行登録や有価証券通知書で行われる場合は規制の対象とはならないという理解でよいのか。 （事務局回答） ご理解のとおりである。 ・ 引受規則の改正案の第 1 条において、顧客への説明の努力義務を定めた第 38 条については、目論見書を作成しない売出しも対象とするとされているが、この手当は必要ないのではないか。

	・ 国内業者の顧客であれば、非居住者であっても当然通知が必要になると理解している。 ・ 国内の証券会社が海外法人を通じて募集又は売出しを行うという形で臨時報告書が提出されているケースについて、パブリックコメントでは基本的には海外法人へ通知を行うことで足りるとされているが、顧客との関係を考えると何らかの対応をとることも検討したいと考えている。 ・ 届出書への記載の要否及び記載場所についても、協会から何かしらの方向性を示していただけるとありがたい。 (事務局回答) 届出書への記載については開示府令になじまないとの金融庁の見解があり法令改正等の対応は行われなかった。協会から具体例を示すということは考えていない。 ・ 当社では通知文を目論見書に記載する際の記載場所として次の3つを候補として考えているが、未だ確定していない。分かりやすさからすると、①だと考えているが、現在の記載内容との兼ね合いもある。各社の実情に合わせて対応すればよいのではないか。 ①表紙の裏側に記載する ②投資家からすると募集の条件と捉えることも可能なので、その欄に記載する ③募集又は売出しに関する特別記載事項の欄に記載する ・ 規則改正のスケジュールはどういった具合か。 (事務局回答) 改正の日程としては来週開催予定のエクイティ委員会での承認を経て、2週間程度パブリックコメントを募集し、最終的には11月15日の自主規制会議で承認を受ける予定である。 2. その他 事務局からJ-IRISSへの登録の要請及び公募増資公表前の情報管理に関する上場会社への啓蒙について、大要以下のような依頼がなされた。 ・ J-IRISSへの登録の要請について 協会では一昨年から、インサイダー取引の未然防止のため、上場会社の役職員の情報を登録するシステムであるJ-IRISSを稼働しているところである。しかしながらその登録率が依然として低いことから、協会及び取引所において、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設けて登録会社を増やすための施策を検討し、その結果を平成23年6月14日に「内部者取引の未然防止に関する検討報告書」として取りまとめている。その報告書において、上場会社へのアプローチの方法として「引受証券会社と共同しての働きかけ」が掲げら
--	--

	れていることから、引受けを行う際、できる限り J-IRISS への登録について働きかけをお願いしたい。 ・公募増資公表前の情報管理について 昨年 12 月 24 日付で、金融庁より「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」が公表され、証券業界に対しては公募増資公表前の情報管理の徹底について検討要請があった。増資に関するインサイダー情報等の管理については、協会規則等で整備を進めてきたところであり、会員各社においては、既に社内の情報管理態勢が徹底されているものと考えているが、今回、平成 23 年 8 月 1 日付で、協会がアクションプランの要請に答える形で、会員各社には再度社内の情報管理体制の確認及び徹底を行っていただくとともに、引受けを行う際には、上場会社に対して情報管理の重要性について啓蒙を行っていただきたい旨の通知を発出しているため、各社においては適切な対応をお願いしたい。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 自主規制 1 部（03－3667－8647）